

「徳島県医療現場におけるカスタマーハラスメント防止啓発動画作成及び広報業務」委託業者 募集要項

1 目 的

広く県民に対し「カスタマーハラスメント防止」と「適正な受診行動」を促すための啓発動画を作成し、地元テレビやデジタル広告等を活用した効果的な広報を展開する。

2 業務概要

(1) 業務内容

別添「徳島県医療現場におけるカスタマーハラスメント防止啓発動画作成及び広報業務委託仕様書」(以下「仕様書(別添1)」という。)のとおりに従う。

(2) 委託料上限額

6,500,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※ただし広告放映費(15秒CM)は400万円以上とする。

(広告放映費の内訳)

- ・ 2か月以上のYouTube等インターネット広告の放映(エリア指定:徳島県)
- ・ 1か月程度の四国放送放映費(発注者が指定する放送枠 約140万円を予定)
- ・ デジタルサイネージの放映

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす企画・広報代理店等の法人、その他団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと、又はこれらの手続中でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑(拘禁刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

いこと。

(8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。

(9) 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと、又は公序良俗に反する団体でないこと。

4 プロポーザルの手続等に関する事項

(1) 質問書の提出

当該募集に係る質問は、「質問書(様式第2号)」を電子メールにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は県ホームページに掲載する。

【提出書類】質問書(様式第2号)

【受付期限】令和8年10月7日(水)午後5時まで(必着)

※土日祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで受付を行う。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、「参加申込書(様式第1号)」を電子メールにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

【提出書類】参加申込書(様式第1号)

【受付期限】令和8年10月19日(月)午後5時まで(必着)

※土日祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで受付を行う。

(3) 企画書等の提出

次のとおり、必要書類等を持参又は郵送(レターパックプラス又は簡易書留)により事務局まで提出すること。

【提出物】ア、イに記載する書類の正本1部、副本10部。

ただし、ア 4 に記載するデータについては、DVD-R に保存したものを8枚提出すること。

【受付期限】令和8年10月26日(月)午後5時まで(必着)

※持参の場合は土日祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで受付を行う。

ア 企画提案書(様式第3号)

1 提案者の活動概要・実績等

2 企画書

①CM 絵コンテ案(異なる2テーマ、各15秒)

・各テーマにおけるテレビ CM 用および SNS 等 WEB 配信用の展開案、並びにコンセプトやアピールポイントについての説明も記載すること。

3 見積書・積算内訳

4 電子データによる資料(活動実績に係るデータ)

・提案者が過去に制作した動画データ(提案内容と同様又は類似した主な業務実績に係る動画等)
・動画の形式は MP4 とし、DVD-R に保存した上で提出する。

イ その他添付資料

- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※個人事業主の場合は、「開業届(写し)」を提出
- ・直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書など
※設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書
- ・県税及び国税に未納がない旨の証明書(原本)

(4) 企画書等の作成にあたっての注意点

- ①自身のオリジナルで国内外未発表のものに限る。
- ②提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の再提出、差替えは認めない。ただし、書類の不備・不足の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出をお願いする場合がある。
- ③提出された書類等は理由の如何を問わず返却しない。
- ④参加要件を満たさない者又は受託者を選定するまでの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した企画書等は無効とする。
- ⑤本業務の概要、企画書等については、本要項のほか、仕様書(別添1)、審査基準(別添2)を参照すること。

(5) 提出先及び問合せ先(事務局)

徳島県保健福祉部医療政策課看護担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

電話 088-621-2226 (受付時間：午前9時～午後5時)

ファクシミリ 088-621-2898

電子メール iryouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

(一部提出物については、別途オンラインストレージサービスによる授受を依頼します)

(6) 辞退届の提出

参加申込書提出後、都合によりプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年10月26日(月)までに応募辞退届(様式第4号)を事務局まで提出すること。

5 選定及び審査方法

(1) 選定方法

- ・提出された企画書については、事務局が別に設置する選定委員会において、審査を行った上、最も優れた案と認められる業者に、本業務の一式を委託する。
- ・応募者多数等、場合により事務局による一次審査を行った上、二次審査として選定委員会の審査を行うことがある。
- ・選定委員会はオンライン(ZOOM)で行う。
- ・選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や疑義は受け付けない。

(2) 主な審査項目

審査基準(別添2)に基づく評価により行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての企画書等の提出者に文書で通知するとともに、県のホームページで公表する。

6 提出経費

今回の募集に係る提出物等に要する一切の経費は、各自の負担とする。

7 実施スケジュール

内 容	期 日
公募開始（公告日）	令和８年９月２８日（月）
質問書受付	令和８年９月２８日（月）～１０月７日（水）午後５時
参加申込書受付	令和８年９月２８日（月）～１０月１９日（月）午後５時
企画書等受付	令和８年９月２８日（月）～１０月２６日（月）午後５時
選定委員会開催	令和８年１１月上旬
審査結果通知	令和８年１１月上旬
契約締結	令和８年１１月上旬頃
動画データ等納品	令和８年１１月下旬～

8 契約の方法

- (1) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と委託候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある。
- (2) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

9 事務局

徳島県保健福祉部医療政策課 看護担当

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2226

ファクシミリ 088-621-2898

e-mail iryouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp